

## ステアチェア

サンワ



- ポイント**
- 可変型階段昇降機は設置工事が不要で団地などの共用階段で使用可能。
  - クローラー式の変型階段昇降機は、操作者によって技量のばらつきが少なく安全性が高い。
  - センサーが機体角度を検知、踊り場での旋回がしやすく、乗車姿勢も安定。
  - この商品の取り扱いには、安全指導員の資格取得が必要です。
  - この商品につきましては、事前に担当者にお問い合わせ下さい。

商品サイズ

□幅：46.1cm □奥行：137.2cm □高さ：108cm □耐荷重：135kg □質量：74kg

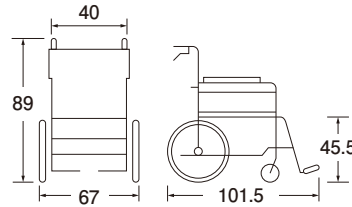
品名	品番	メーカー品番	商品コード
ステアチェア	RSC-38	SC-38	00412-000012
レンタル価格		お客様負担額(①割)	
¥	課税	¥	課税

## ステアエイド

サンワ



- ポイント**
- 可変型階段昇降機は設置工事が不要で団地などの共用階段で使用可能。
  - クローラー式の変型階段昇降機は、操作者によって技量のばらつきが少なく安全性が高い。
  - 通常の車いすよりフレームを厚くした専用車いすを標準装備、昇降機との脱着も可能。
  - この商品の取り扱いには、安全指導員の資格取得が必要です。
  - この商品につきましては、事前に担当者にお問い合わせ下さい。



ステアエイド専用車いす  
背折れ、足スイング・外し可能  
□耐荷重：100kg  
□質量：19kg

商品サイズ

□幅：64.4cm □奥行：145.3cm □高さ：90.3cm □耐荷重：119kg □質量：59kg

品名	品番	メーカー品番	商品コード
ステアエイド	RSA-SW	SA-SW	00412-000014
レンタル価格		お客様負担額(①割)	
¥	課税	¥	課税

### 可搬型階段昇降機安全指導員 資格取得のご案内

※事務・消毒・搬出入のみの業務担当者は資格取得ができません。

福祉用具貸与と事業者にて福祉用具専門相談員として在宅で利用者に接し、**選定・適合業務に2年以上従事している**

NO

可搬型階段昇降機安全指導員の資格取得はできません

↓ YES

車いすの取扱い並びに移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルである(☆1)

NO

可搬型階段昇降機安全指導員の資格取得はできません

↓ YES

可搬型階段昇降機安全指導員講習【機種別講習】を受講し合格の判定を受けている

NO

機種別講習を受講してください

↓ YES

可搬型階段昇降機安全指導員講習【基礎講習】を受講し修了試験に合格している

NO

基礎講習を受講してください

↓ YES

資格認定の申請を行い可搬型階段昇降機安全指導員資格証を取得後レンタル可能です!!

→

ステアチェア  
ステアエイド  
のレンタルは  
日建リース工業へ!

- (☆1) 車いすの取扱いや移乗介助が安全かつ適切に行えるレベルとは、
- 公益財団法人テクノエイド協会が実施している「福祉用具プランナー研修」の修了者
  - 社団法人日本福祉用具供給協会が実施している「福祉用具選定士」の修了者
  - その他研修等において、実習形式で車いすの取扱い及び移乗介助に関する指導を受けている者
  - その他の資格(介護福祉士等)を所持し、上記に準ずるレベルを有する者を想定している

- その他上記に該当する主な研修・資格
- リフトリーダー養成研修、介護実習・普及センター等が主催する実習形式の「車いす」及び「移乗」関連の研修会等、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士等資格
  - ◆上記に該当しない主な研修・資格
- 福祉用具専門相談員指定講習会、福祉用具供給事業者研修会、社会福祉士、福祉住環境コーディネーター

※取り扱い機種ごとに、【機種別講習】の受講が必要です。

- 機種別講習受講者の条件：以下の身体的条件を満たすもの
- ◇年齢：原則16歳以上、70歳以下
  - ◇身長：原則150cm
  - ◇体重：原則45kg
  - ◇平衡感覚：後ろ向きに階段を昇ることができる
  - ◇四肢の状況：両手足に不自由がない
  - ◇聴覚視覚：聴覚視覚に問題がない
  - ◇病歴：発作性の病気で倒れたことがない

※機種別講習を受講合格してから、2年以内に安全指導員資格の申請を行わない者は、申請資格を抹消され、再度機種別講習を受講合格しない限り、安全指導員資格の申請は出来ないこととする。(機種別講習と基礎講習はどちらを先に受講しても構わない)

※基礎講習の日程はテクノエイド協会のホームページで公表されます。  
<http://www.techno-aids.or.jp/senmon/stairs04.shtml>

- Q. 可搬型階段昇降機安全指導員とは？
- 可搬型階段昇降機は階段上で使用するという性質上、操作を誤ると利用者を転落させる事故につながる可能性があり、昇降操作には操作技術が要求されることから、介護保険制度では「可搬型階段昇降機」の提供を行う福祉用具専門相談員には「階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること」並びに「当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行うこと」が義務付けられています。
- そのため、テクノエイド協会と可搬型階段昇降機安全推進連絡会(国内メーカー等)により、利用者の家族等が可搬型階段昇降機を安全に取り扱えるようにするため、標準化された操作方法を適切かつ安全に指導できる福祉用具専門相談員を養成することを目的とした可搬型階段昇降機安全指導員制度が構築されました。
- Q. 可搬型階段昇降機安全指導員の業務と役割とは？
- 介護現場に向けた可搬型階段昇降機の正しい情報提供、安全使用のための啓蒙・啓発。
  - 利用者または利用者の家族等に対する可搬型階段昇降機の使用の導入支援。
  - 利用者の家族等(操作者)に対する可搬型階段昇降機の操作訓練・安全指導。
  - 導入時に操作者の操作技術やその他条件を評価し、使用の可否を判断すること。
- また、この評価を定期的に繰り返すこと。

出典：公益財団法人テクノエイド協会 ホームページ (<http://www.techno-aids.or.jp/>)

課税商品の「希望レンタル価格」及び「お客様負担」の金額は、全て税込みの金額となっております。